

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和6年9月12日（木曜日）

## 厚生文教委員会

日時 令和6年9月12日（木曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 陳情の審査

私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために新城市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

「説明・質疑・討論・採決」

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

「説明・質疑・討論・採決」

#### 2 議案の審査

第84号議案

「質疑・討論・採決」

第85号議案

「質疑・討論・採決」

第86号議案

「質疑・討論・採決」

第87号議案

「質疑・討論・採決」

第127号議案

「質疑・討論・採決」

第128号議案

「質疑・討論・採決」

### 出席委員（9名）

委員長	鈴木長良	副委員長	カークランド陽子		
委員	今泉吉孝	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永
	中西宏彰	丸山隆弘			

### 欠席委員 なし

### 参考人

伊藤泰正  
長坂晃裕

### 説明のため出席した者

市民協働部、健康福祉部、教育部の課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 高橋加奈

開 会 午後 1 時30分

○鈴木長良委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会します。

これより、11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第84号議案から第87号議案まで、第127号議案及び第128号議案の6議案、そして、議長から送付をされました陳情2件について審査をいたします。

6議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、陳情者、川崎佐織ほか2名から提出をされました、私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために新城市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。

本日は、参考人として伊藤泰正さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼を申し上げますとともに、どうか忌憚のない御意見を述べていただきますよう心よりお願いを申し上げます。

早速ですが、議事の順番について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただきます。

それでは、伊藤泰正さん、よろしく願いいたします。

○伊藤泰正参考人 それでは、陳情の趣旨について御説明させていただきます。

夏、保護者の方々とこちらに陳情に参った次第でありますけれども、現在、国、県を中心として、私立高校への授業料助成が年々拡充をしております。しかしながら、昨今の物価上昇、それから、複数の子どもを抱えている御家庭につきましては、所得制限がある状

態の中では、第2子、第3子といった子どもを抱えている御家庭にとっては、その所得制限の上限のある状態というのは非常に教育費の捻出において家計を圧迫するものであります。

ぜひ、新城市独自の授業料の助成制度を充実していただくことで、新城市御在住の私立高校へ通われてる子どもの学校選択、そして、多様なその学びの選択の機会を広げていただけますようお願いする次第であります。

○鈴木長良委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対して質疑をすることはできませんので、この点についても御了承をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、質疑をさせてもらいたいと思います。

具体的に、幾らの助成とかそういうような金額的なものがあるのか確認させてください。

○鈴木長良委員長 伊藤泰正さん。

○伊藤泰正参考人 現在、国と県でかなりの部分は助成金が支給されておりますけれども、現在、年収制限が720万円、これが上限となっております。そして、所得に応じてランクがつけられておりますので、各御家庭におきましては、その所得がオーバーしないように様々共働き家庭であっても思う存分働くということをちょっと差し控える、ちょっと頑張ったら所得制限を超えてしまって、その助成金の枠から出てしまって、逆に頑張ったらますます苦しくなってしまうという御家庭も実はあるわけです。

ですから、所得制限のない一律支給というものをぜひお考えいただけると、多くの御家

庭に充実した制度として御認識いただき、家計も少しながら改善できるのではないかと思いますので、ぜひ一律支給ということでお願いができればと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で参考人に対する質疑は終了しました。

~~~~~  
この際しばらく休憩します。

休 憩 午後 1 時35分

再 開 午後 2 時04分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

カーランド委員。

○カーランド陽子委員 では、私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために新城市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書に、趣旨採択の立場で討論いたします。

この陳情は、今現在、補助の対象になっている年収720万円以上の方に対する授業料の補填、差額を市で独自で出してほしいという陳情になりますが、まず1つとして、実績として新城市で今その条件に当てはまっている人がいないということもあり、現時点で新城市としては、現時点の制度の中でカバーできているということがあります。

そして、2つ目に、やはり私学といいますと、施設などの充実、授業料が高いことというのはそういう意味があるのかなと思っております、ここに全く差をなくしてしまうと、公立学校が存続できなくなる可能性もあり、新城市のようなこういった地方では、公立学

校がなくなってしまうと困る、そういったこともあるのかなと思ひまして趣旨採択といたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私は、採択の立場から討論を行いたいと思います。

議論にもなっておりました対象者がどのようにおるかというところにおいて、前年でクリアしておるといふ声は認識しているところであります。

ただ、しかしながら、その上で陳情者もその説明を受けて、なおこの陳情を出されておる、私としては上限の撤廃を試みることで地域格差がなくなるということ信じられて、陳情を出されていることに応えるべく採択をするべきだと思っております。

もちろん、公立高校等の問題もありますが、私としては当市として市民サービスに差をつけたくない、市民病院にしても市外の市民病院を利用しているところもあれば、やっぱりこの地域全体として、学校とかそういうことも住民サービスを提供していかなければいけないと。そこに差をつけるべきではないということ、採択とさせていただきたいと思ひます。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択及び採択の討論がありましたので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択とすることに決

定しました。

~~~~~  
次の陳情審査のため暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 07 分

再 開 午後 2 時 09 分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
陳情者、新城市教員組合から提出をされました、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書を議題とします。

本日は、参考人として新城市教員組合執行委員長の長坂晃裕さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心より感謝申し上げますとともに、どうか忌憚のない御意見を述べていただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情についての説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようよろしくお願いをいたします。

それでは、長坂晃裕さん、よろしくお願いをいたします。

○長坂晃裕参考人 お願いします。座って失礼します。

新城市教員組合執行委員長、今年度務めております長坂と申します。

日頃は、新城の教育の発展に御尽力いただき、本当にありがとうございます。現場でも、新城の子どもたちの健やかな成長のために日々全力で指導に当たっているところです。

陳情の趣旨について、私から説明させていただきますが、大きく簡単にまとめると、義務教育に関わることについて、教育の機会均等、それから、教育の水準確保に向けて、国が主体となって政策の作成や予算の確保に努めていただきたいということです。

具体的には2点で、1点目が、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施することです。新城市においては、市独自の少人数学級を市の努力で実現していただいて、現場からも大変助かっているという声を聞いています。

近年、新城だけではないですが、いじめや不登校だとか、特別支援学級、日本語の指導を必要とする生徒が増えており、個々の支援を必要とする生徒が増えています。また、現行の学習指導要領においても、個別最適な学びの実現ということもありまして、学習指導においても、個々に指導するということが大切になっております。そのためには、少人数学級の実現が必要であると感じています。

本年度の政府予算においては、小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備などの教職員定数の改善が盛り込まれましたが、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善が示されていません。これらのことは、それぞれの自治体に任せられるものではなくて、国が主体となって早期に定数改善計画を策定し、実施することが必要不可欠であると考えています。

もう1点は、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ還元することです。子どもたちが全国のどこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の要請です。ただ、2005年の三位一体改革によって、義務教育費の国庫負担制度の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体の負担が3分の2ということで、各自治体の財政状況にかなり影響されるというような状況になっていま

す。

教育の機会均等と水準確保のためには、やはりこれも国が主体となって予算確保に努めていただくことが大切なことであるかなと考えていますので、以上2点、少人数学級に関わること、義務教育費国庫負担制度に関わることについて、国に向けて意見書を提出されるようお願いしたいです。よろしく申し上げます。

○鈴木長良委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので、その点についても御了承願いたいと思います。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 何点かあるということで、順々にお聞きします。

小学校と比べると、中学校は先生の労働時間、学校の生徒に対するいろんな指導の時間は非常にかかる、私、前から思ってるんですが、現状では、先生たちが学校におられる時間が非常に長いということもよく聞いてます。

ですから、やはり労働時間を削減したり、先生の負担を減らすためには、この少人数学級制度がやはり一番の解決策だという理由で出されたんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 長坂晃裕さん。

○長坂晃裕参考人 今回のお願いについては、あくまで子どもたちへ、一人一人にきめ細やかな支援をするためのものです。

今、長時間勤務等も問題になっていますが、それとはまた別の問題として各現場で頑張ってますので、今回については子どもたちのためをお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 きめ細かな対応ができるようになれば先生の負担も少なくなると。

この35人学級の計画的な整備というのは、やはり先生が肌を感じてる人数だということでしょうか。

○鈴木長良委員長 長坂晃裕さん。

○長坂晃裕参考人 この35人学級が本当に適切かどうかというのは、やはり現場の中でも保護者、生徒たちの声でも割れているところではあるかなと思っています。

少なくなればいいかということ、そうするとかえって関わりが減ってしまうので、少な過ぎても子どもたちにとってマイナスの面も出てきてしまいます。

現状35人学級を国として進めていますので、まずは小学校だけではなくて中学校、義務教育9年間の35人学級の実現をお願いしたいと考えています。

以上です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 例えば、大きな豊橋市とか名古屋市なら分かるんですが、新城市の場合は、生徒数が入学生徒が50人だったとしますね。そうすると、2クラスになるのは当然なんですが、入学する生徒が40人だった場合、これはどのような学級の編成になるんでしょうか。

○鈴木長良委員長 長坂晃裕さん。

○長坂晃裕参考人 40人であれば20人20人の2学級になります。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 さらなる拡充を含めた定数の改善がきめ細やかな対応の利点につながると、私も今、ちょっと理解したんですけど、最終的に、中学校における少人数学級の推進とか教職員の定数改善について、国に向けての意見書を出してほしいという。

これは、うちの議会でも、意見書について

は、総意でないと思えない紳士協定もあるんですが、その辺の理解を議員にも訴えたいということを出しているということですね。

**○鈴木長良委員長** ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

**○浅尾洋平委員** 今日はありがとうございます。要望で少人数学級の実現と、あと国庫負担を2分の1に戻せというところで理解はするところなんですけど、ちょっと新城の現状をいま一度教えていただきたいなと思ってます。

この少人数学級の35人学級、これって小学校と中学校、新城の場合は実現できていたかどうかというか、今どういう状況、ここまでは小学校はいいけど中学校はまだだよとか、そういう状況もし分かったら教えていただきたいと思います。

**○鈴木長良委員長** 長坂晃裕さん。

**○長坂晃裕参考人** 新城の現状といたしまして、小学校については国で進めていただいているので、できているかなと思っています。

中学校においては、八名中学校の2年生が確か40人ですが2学級と聞いてますので、新城市の予算配備の中で実現していただいていると理解しています。自分が勤める新城中学校でも、昨年度70数名でしたが3クラスに分けていただいて、担任も3年生だったので、大変進路事務の負担も減ってありがたかったと聞いています。

**○鈴木長良委員長** 浅尾委員。

**○浅尾洋平委員** ありがとうございます。まだ、やっぱり中学校の、八名中を含めて一部がまだまだ少人数と言われると、そこに当てはまらないよというところがあるということですね、理解できました。

先生も今ちょっとおっしゃっていただいたんですけど、やっぱり少人数にすることで先生の負担というか、そういったクラスというか子どもたちを見る面が余裕が出ると、子ど

もたちにとってもいいというのは、やっぱり実感するところでしょうか。そこら辺のこの現場の声というか、もう少し聞けたらなと思って質疑させていただきます。

**○鈴木長良委員長** 長坂晃裕さん。

**○長坂晃裕参考人** 自分も勤めている、見えるところでの範囲でしか見えないですが、本当に多くの分会からは助かってますと、そういったざっくりとした内容でしか聞いてないんですけど。

現状、自分が勤める学校を見ていても、支援を必要とする生徒が増えていきます。特別支援に入るほどではないんだけど、やっぱり個別の配慮が必要な生徒、あるいは進路事務に関しては、やはりミスが許されなくて、制度も昨年からはWeb出願に変わるだとか年々新しい制度が出てきて、かなり緊張感を持った中で毎日過ごしているところです。

そういった中で、1学級の担任する生徒が減ることで、いろいろな事務作業だけではなくて子どもへの支援、指導などもゆとりができると感じています。

以上です。

**○鈴木長良委員長** ほかに質疑ありませんか。今泉委員。

**○今泉吉孝委員** 義務教育の国庫負担制度の国庫負担率が3分の1を2分の1にすることで、今、現場ではどんな感じなのかなというか、それを2分の1にするともっと、今でもいけるのかどうかというか、苦しいのかどうかということもあるんですけど。

**○鈴木長良委員長** 長坂晃裕さん。

**○長坂晃裕参考人** 現場において、この国庫負担制度が2分の1か3分の1かというのは感じることはないんですが、自分が聞いているのは、やはり自治体の負担率が増えることで自治体の財政状況によって、例えば財政が苦しいから教員の数を確保できませんよということが起きてしまうと。

そういうことがないように、本来は国が2

分の1よりももっと出してくれているとは思いますが、まずは2分の1をきちんと確保することで、全国どこに住んでいてもきちんと教員が確保されて、子どもたちが同じ水準の教育を受けられるようにすることが大切であると思います。

○鈴木長良委員長 今泉委員。

○今泉吉孝委員 今、先生の現場では、どうですか。教員の数というところかというと、どんな感じを受けてらっしゃいますでしょうか。

○鈴木長良委員長 長坂晃裕さん。

○長坂晃裕参考人 これについては、国庫負担とあんまり関係なく、国庫負担によってということではないので。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。  
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。  
質疑を終了します。  
以上で参考人に対する質疑は終了しました。  
本日は誠にありがとうございました。

~~~~~  
この際しばらく休憩します。

休 憩 午後2時24分  
再 開 午後2時29分

○鈴木長良委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどの長坂さんの説明でもありました、今、普通教室の子どもたちの中でも支援が必要な子が増えているという状況。そういった

中で、要望、陳情の中の1つとして、少人数学級のさらなる拡充を求めた計画に早期にしてほしいというもの。あとは、2点目には国が責任を持って義務教育は国庫負担金を以前の2分の1に戻してほしい。市の財源も逼迫しているので、国がその分さらに2分の1に戻して負担をしてほしいというところは大変理解できますので、採択として意見を述べさせていただきますと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。  
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。  
よって本陳情は、採択することに決定しました。

~~~~~  
次の審査のため暫時休憩します。

休 憩 午後2時31分  
再 開 午後2時34分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
第84号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと確認させてください。

新しく変わった仲野16番地11というのは、長篠山吉田線、これは鳳来総合支所のところへ入り込む住所でよろしいですかね。

○鈴木長良委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 新しいこの仲野につきましては、総合支所の駐車場のところ、バス停になります。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

他の路線というのは、これまでの駅前の一ミナルというところでもよろしかったでしょうか。ほかの部分、ちょっと関係して申し訳ないですけども、お願いします。

○鈴木長良委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 これ以外に、本長篠のバスターミナルを起終点にしています秋葉七滝線は今回はそのまま、ほかの補助金の絡みがございますが同時に変えることができませんでしたので、次回また次のタイミングで変更していきたいと考えてます。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次のページのところを見ますと、1日乗車券というのは新たに入ってきてるんですけども、この1日乗車券というのは、いろいろちょっとホームページの中で見るには見たんですけども、全体的にどういうふうに解釈していったらいいのか、改めてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○鈴木長良委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 この1日乗車券につきましては、金額としましては500円、このSバス1日乗車券を提示していただくことによって、いわゆるSバスですね、今回、ここでは条例に関わる鳳来・作手地域のバス路線Sバスになりますけれども、新城、旧新城地区内を走っておるSバスも共通で、Sバスであれば、その日の営業終了時間まで、翌日は持ち越さないものですから、その日のうちであれば何度でもそれを見せることで乗ることができる券でございます。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、最後に言っていた新城地域も同じような取扱いでという、Sバス全体そうですねということで解釈してい

いですね。田口新城線も含めて。

○鈴木長良委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 そうですね。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 はい、分かりました。ついでに、最後の点ですけどね、この改正の説明の中の最後のページのところで、2番の鳳来寺山もつくる新城線、これ名称を変えていただいたんですけども、この(1)番、それから(2)番、これは上りと下りになると思うんですが、停留所の鳳来中部小学校停留所までということと、それから富貴停留所から、(2)番はその逆転なんですけれども、この位置にしたという理由は何かあったんでしょうか。

○鈴木長良委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 これ実際には、本長篠のバスターミナル、ここを超えると、要は400円になるということですので、両方も手前という形でこの条例には記載してあります。

○丸山隆弘委員 分かりました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この一部改正によって、どういう効果があるのか、主な点を再度繰り返しになるかと思いますが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 まず、路線の名称につきましては、これまで不整合であった布里田峯線であったりとか、議会からの要望もありました鳳来寺山もつくる新城線、こちらについて直させていただいた。

一番メインとなるのは、海老連谷のデマンド、これを実際に自家用有償運送ということで登録するに当たって、正規の運行に変える、これに当たりまして条例に定めておく必要があると。それが一番大きな点でございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第84号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第85号議案 新都市国民健康保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第85号議案の国民健康保険条例の一部改正について、この改正点と主な内容を聞かせてください。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 今回の国民健康保険条例の一部改正ですけれども、内容を説明いたしますと、今年の12月2日から、全ての医療保険における被保険者証が廃止されることになりました。

そのことによって、国民健康保険法で定められている被保険者証の交付ですとか、返還の規定というものが削除され、また併せて、被保険者証の返還に応じない者がいる場合に10万円以下の過料を科すという規定があるんですけれども、そちらも削除されるようになりますので、それに合わせて条例の規定を削除するものになります。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こちらは、そういうことで今使ってる保険証が12月で廃止ということの絡みだと思ってるんですけど、これは今後のこのマイナンバーカードと保険証を一体化させていくという関連の改正という理解でいいのか伺います。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。マイナ保険証という形の一本化になっていくという類のものかなと思います。

これまで、健康保険証は紙のものでやってたと思うんですが、これをマイナカードにしてない人に対しては、今後どういうふうに対応するのか、紙がなくなってしまって受けられないというような状況になってしまうのか、そこら辺、分かったら教えてください。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 現行の保険証の発行ができるのが今年の12月1日まで、それ以降は新規で出すことができなくなります。なので、例えば、それ以降保険に加入する方だとか、現行の保険証は新都市の国民健康保険でいいますと、今出してる保険証は来年の7月末で皆さん切れることになります。

保険証がない方が今後、出てくるんですけども、マイナ保険証の登録がない方には、資格確認書というものを職権で出す予定であります。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、マイナンバーもちょっとやれないとかやらない人に対しては、資格証明書というのが発行されて、やるということ。

その資格証明書を持っていくということだったら、ふだんどおりに医療を受けられて、保険が受けられるという形の理解でよろしい

でしょうか。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 すいません。名称、資格証明書ではなくて、資格確認書というのが正式な名称になります。

それで、マイナンバーカードがない方でも、それを持っていけば、それ1枚で今までどおり保険にかかることができます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。資格確認書ということです。

マイナ保険証にこれからやっていくということなんですが、利用率というものがもし分かったら教えていただきたいことが1点と、あとはマイナカードにすると、毎回認証をしなければならぬという認識ですが、そこら辺も分かったら教えてください。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まず、新城市国民健康保険のマイナ保険証の利用率、あと登録率ですけども、新城の国民健康保険の被保険者のうち約68%の方がマイナ保険証の登録をされております。

そして、利用率、マイナ保険証を持つての方で実際にそれを使っている方が約24%、どちらも6月時点の数字になります。

実際、病院にかかる際には、マイナ保険証、毎回見せることになると思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

利用されてる方は24%ということで、まだちょっと低いかと思うんですが、今の紙だと、1か月に1回、医療機関で見てもらえば、1か月以内だったら何回行っても確認はしなくてもいいということですが、マイナ保険証になると毎回認証しなくてはいけぬというところで、結構手間があるんじゃないかということで、現場のクリニックの人だとか、病院の人も思って今、声が出ているわけであ

りますが。

そういう中で、これマイナ保険証取ると5年ごとの更新というのが必要になると思いますが、どのように更新というのはしなくてはならないのか伺います。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 多分5年ごとの更新というのが、マイナ保険証ではなくて、マイナンバーカードそのものの更新になると思います。

マイナ保険証については、一度登録すれば、保険が変わっても自動で変わっていきますので、そういったことはないと思います。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

じゃあ大本のマイナカードが5年ごとの更新で、市役所の窓口で更新をしていくということが必要になるということでもいいでしょうか。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 マイナンバーカードの更新自体は市民課でやっておりまして、ちょっと詳しいことはこちらでは分かりません。申し訳ありません。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。丸山委員。

○丸山隆弘委員 一番最初のところの確認ですけれども、今、浅尾委員が言っていたところで、12月2日から現行の保険証は使えないというような説明いただいたんですけども、じゃなくて、発行自体がもうできなくなるんじゃないかなと記憶してるんですが、どうですか。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 12月2日以降は、現行の被保険者証というものの発行ができなくなる。それ以前、12月1日までに発行されている保険証については、最長で1年使えることになります。

なので、翌年の12月1日までは使えるんで

すけども、新城の国民健康保険でいいますと、有効期限が来年の7月31日で切っておりますので、そこまでで終了となります。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと聞き間違い、私したかも分からないんですけども、現行の保険証そのものについては12月2日以降の中で発行されなくなる、基本がね。それで、新城の場合は、国保の場合7月末、ついこの間更新していただいたものですから、それ自体は1年間有効だと。1年間有効という解釈でいいんですかね、それとも12月1日まで有効なのか。そこんところ、もう一回確認します。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 有効期限は7月末までとなります。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あと、先ほど言われた今の新城市民病院の状況で、何て言うんですか、PRというか、予告ですかね、国の制度の中でも覚えてるやつで、取扱いの予告的なものというのは必要ないですか。今回の条例改正と同時に、その辺はやっていただけるのか。

要するに、マイナカードそのものを使う方、また、紙の保険証を使う方、特に紙の保険証を使われる方については、気をつけておかないと、紙だけを持って、来年持っていったら、いやいや診療受けれんぞというようなこともあり得るかも分からないものですから、これこれいつまではこれは使えます、いつ以降はというようなことも、ちょっと注意喚起も必要のかなと思ったんですけど、その辺の準備も含めてお聞きします。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 マイナ保険証のことですか、現行の保険証がどうなるという内容につきましては、これまで広報ですとか、あとホームページ、また、納税通知だとか送るときに、こういうふうになりますという案内のチラシを入れたりしておりますけども、

引き続き、広報、周知に努めていきたいなと思います。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今の周知の関係ですけど、この条例の関係もあるもので言ったんですけども、民間の医療機関行きますと、既にやってるんですよ。分かりやすく書いてあるところがありました。

市民病院は、当然対象として、そのぐらい対応したほうがいいのかなと思いましたが、これからの対応として受け止めさせていただきます。

それから、ついでに、先ほど浅尾委員の言った中で、登録数が68%。それから、マイナ保険証利用率が24%と。当然、これ時期がだんだん迫ってくるものですから、パーセントはこれ当然高まって行って、行く行くは100%というような形の移行になっていくと思うんですけども、メリット部分について、もう少し具体的にアピールできることがありますら出していただければと思うんですよ。

とにかく、いろんな今までの私自身の経験の中でもそうだけど、重複するようなリスクというのが、データ、検診も含めて、少々あったものですから、そういったところもクリアできるのかとか、それからデータ管理としてきちんとこの辺が整理されて、御本人さんに対しても、いろんな検診活動も含めて対応していただけるのか、というようなところを、この議案の中の一部改正のついでにちょっと確かめたいと思ひましてお聞きします。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 マイナ保険証利用のメリットですけども、一般的に言われているのが、まず1点が医療費の節約、実際かかる方なんですけども、病院にかかるときの初診料が20円安くなるですとか、再診の場合10円安くなるとか、そういった点が1点と、先ほど丸山委員が言われたように、過去にか

かった検診のデータというか、記録だとか、もらってる薬だとか、そういったものが保険が変わったり、病院が変わったときでもデータとして見ることでできると。それによって違う先生のところにかかったときでも、この薬の飲み合わせがいかんだとか、そういったことにはメリットがあるかと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 確定申告にも通じるような、医療費控除も含めての、医療費全体についてですね、何かちょっとそんなことを聞いたことあるんですよ、今までのニュースの中で、その辺はどうですか。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 確定申告のときに、多分医療費控除の話になるかと思うんですけども、すいません、そちらについては、ちょっと保険医療課には何の連絡ももらっておりませんので、ちょっと分かりかねます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。  
山田委員。

○山田辰也委員 丸山委員の説明の中で重複する点もありますが、68%の方が持っていて、24%の方が利用していると。32%の方が届けてないということですけど、これ12月1日に、今までの保険証が使えないというのは、やはり市民、周知されているんですかね、今の感じだと。何かやってないみたいなのか、老人会に行ったりしてもよく聞かれるものですか、市としての周知がされてない状態じゃないかと、どうも心配するんですけど、どうでしょう。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 一応、このマイナ保険証につきましては、保険者として国保の対象者ですとか、この辺り、後期高齢の方には直接送るときに同封したり、いろんな案内はかけておりますけども、それ以外、社会保険の方だとか、そういった方に直接市から保

険者として出すというのはありませんので、一般的なこととしてやっていくのはありかなとは思いますが、周知がまだ国民健康保険の被保険者に対してとか、後期高齢の方に対して、まだあまり知られていないということでしたら、今後も引き続きしていきたいと思えます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 ちょっと勉強して教えていただいたときに、社会保険と国民健康保険、違いがある。社会保険は会社から突然辞めて国民健康保険に切り替えないといけないんですけど、そういうときはマイナンバーカードがそれをしっかり把握してれば、行き違いか未確認で支払いのときの間違いがないということは聞いているんですけど、今の感じだと、国民健康保険の関係の方だけと、社会保険は会社に任せてると、そういう感じがあるということは、国全体でまだこの利用についての周知が徹底されてないんじゃないかと感じるところなんですよ。

ですから、新城市でも当然、国に合わせていますから、随分遅れてるなというところはあるんですけど、これちょっと思ったんですけど、新城市でも対応するお医者さんも結構多くなったと聞いたんですが、対応するお医者さんの機関は全部その機械がそろってるという現状はどうなんでしょうか。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 市内の医療機関につきましては、マイナ保険証が全ての医療機関で使えると認識しております。

○鈴木長良委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、受入れは大丈夫だということで、条例の改正なんですけど、このマイナンバーカードを紛失したときに、随分手間がかかるということなんですけど、その点については特に問題がないんでしょうか、伺います。

〔「国保だよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 分かりました。

じゃあ、5年ごとというのも先ほど聞いていて、あと、今、自民党の総裁選挙の中でも、このことが、やはりマイナンバーカードと国民健康保険のマイナ保険証のことで、随分はっきりしてないんですけど、もうこれは国が決めて、この12月にはもうデジタル化されてしまうというのは決まっているわけでしょうか、再度確認するんですが。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 報道とかで、総裁選に絡んで廃止を延期するとかそんな話も出ておりますけども、このマイナ保険証にしていくというのは、もう法改正が済んでいるものになります。市としても、それにのっかって進めていくつもりでおります。

○鈴木長良委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 最後になるんですけど、前回、歯科医師会から保険証なら有料老人ホームの方が預かってもらえるけれど、マイナンバーカードのように個人情報がたくさん入ったものになると、有料老人ホームでも扱えないからいろいろと問題が出てくると、これ困ったことだということを言って、厚生文教委員会の中では採択されたと思うんですね。

ですから、これについてはやはり問題がまだ残っているところが解決してない状態で12月に向かってるように考えるとところなんですよ。

今度、車の免許もそういうふうになっていくということで、これが車の免許証もマイナンバーとつながっていくから、その中で3択というのがまだ残ってるそうなんです。今の免許証、マイナンバーカードの免許証だけ、両方持つと3択あるんですけど、もう今だと老人の方の集まりに行ったときに、これやらないともう駄目なんですってよく聞かれるものですから、何が何でもそういう道に進んでいくというところがあるんですが、反対

の意見というのは、国からとか、県からでも疑問点というのは全然ないんでしょうか、伺います、もちろん市のほうで、市民のね。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 最近の窓口に来るお客さんとの話をする中では、皆さん、マイナンバーカードに変えていくんだよねということで、積極的に変えられる方が多いような認識しております。

先ほどあった、例えば障がいとかの方で、マイナンバーカードは持ってるけどもなかなか使えない。実際に使うことができないというような方には、先ほど言った資格確認書というのを、基本的にはマイナンバーカードがない方に出すもんなんですけども、特例というか、申請していただいて出すようにするというのを今考えておりますので、その点につきましては市民の心配がないようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今、議題になっております第85号議案 新都市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

本議案の内容は、国の進めるマイナンバー制度に伴いまして、12月から健康保険証廃止となるための改正になっております。マイナンバー制度に伴う改正案について、日本共産党はそもそもいろんなまだトラブルが大きいのではないかという立場で反対を表明しております。この情報漏えいも含めてマイナンバー制度というのは問題があるのではないかと

いう理由があるからです。

これまでのマイナンバーのトラブルでも、コンビニで別人の抹消済みの証明書が発行されたりだとか、あとは交付金の受け取りの口座が本人でない口座に登録されていたりだとか、様々ございました。今回も、先ほども議論もありましたが、障がい者の方への対応も国の指針では不十分であると思っております。

また、マイナ保険証になったとしても、現行の紙の保険証では月に1回の確認でいいんですが、マイナ保険証になりますと毎回受診で毎回の本人確認が義務づけられております。何が問題かといいますと、子どもの病気だとか、親も病気で一緒にかかるときは、毎回子どもと自分の顔認証をするということが必要になり、今よりも大変になるということも話を聞いています。

また、能登半島の災害のときに、電気が来ていないときに、マイナカードまたマイナ保険証のカードリーダーが使えなくて結局カードは扱えなかったということも懸念があります。

そういう中で、12月から保険証が廃止になるということで、資格確認書が交付されるという対応をしていただけるということで、これまでと変わらない状況になるという対処も、そこはよかったと思います。

マイナ保険証の利用率も、全国では7月時点で11.13%と低調であります。新城市では利用者は24%ということであり30%は切っているということで、低調だと思います。さらに自民党の林官房長官も総裁選の中で、マイナンバーカードを使った保険証についていろいろと不安な声が出ている。私も耳にしたことがあると発言して、マイナ保険証への一本化の延期を含めた検討をしたいとの意向も示しております。政権の中でも懸念が出されている今の状況、私、一旦立ち止まり、制度設計を再度冷静に確認をするべきだと求めたいと思います。

その理由から、このマイナンバー制度に入っていく条例改正には反対ということで討論に参加したいと思います

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私柴田は、この第85号議案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

まずもって、この条例は個人を識別する番号の利用等に関する法律等の一部改正に対する整備でございます。

それゆえ、その整合性を保つためにも本改正は必要であり、賛成をもって改正をお願いしたいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第85号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第85号議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 同数でございますので、委員長の票を含めさせていただいて、原案のとおり可決すべきものといたします。

次に、第86号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 こちらの改正点と主な内容を聞かせていただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この改正につきましては、保育士の配置基準の改正でございます。

今は、保育士、3歳児につきましては20人

に1人の配置でございますが、それが15人に1人の配置になると、4歳以上児4歳5歳につきましては30人に1人が25人に1人ということで、配置基準が変わるという改正でございます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういふことだと、より目が行き届くというかスタッフの数が多くなって子どもの数が今よりも少なくなって見ていくというような改正案になっていくなどいふことで理解をいたしました。

その上で、この体制になることで、市としては、保育にどのような効果があると期待されるのか。そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今、浅尾委員言われるように、この効果につきましては、保育士の目の行き届きやすさというのが増すと思います。

なので、保護者、それから児童からすれば、安全、安心な保育に効果が期待されるというところだと思いますが、いかんせん、そこまでの保育士が十分に配置できるかという問題については、また別の問題になります。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第87号議案 新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第87号議案の武道場等の一部改正についてお聞きします。

この改正は、主にどういったような内容なのか伺います。

○鈴木長良委員長 河口生涯共育課参事。

○河口昌和生涯共育課参事 武道場の老朽化が進みまして、耐震基準に課題があるということで新城市公共施設個別施設計画に基づきまして解体します。その施設の廃止に合わせて、条例の一部改正を行います。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今、武道場を使ってる利用者さんや団体さん、いっぱいいるかと思えます。そういった中で、廃止、除却というふうな手続に入っていくだろうと思えますが、その方への理解だとか、あとは代替案も含めて理解が得られているかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○鈴木長良委員長 河口生涯共育課参事。

○河口昌和生涯共育課参事 施設の利用者につきましては、柔道と少林寺拳法、その2団体が使っております。2団体とも説明をし、お話をさせていただきました。

施設につきましては、学校開放で代替施設として利用していただくようにお話をしております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、利用者さんも理解をされているというような発言だったかなと思っております。

あと、柔道の団体の方の希望としては、や

はり、今、武道場は畳がひいてあって、即運動に入れるという非常にいい武道場だということを知ってたんですが、今回は代替で八名中学校の体育館ですかね、そこで畳をまずひくところから始めてスタート。で、また終わったら畳を上げんといかんという工程が1つ増えるということも聞いたんですけど、非常に今よりも手間がかかると、代替の施設が。そういうふうな声も聞いたんですけど、そこら辺の代替を示す市側としては、どういう認識なのか、伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 河口生涯共育課参事。

○河口昌和生涯共育課参事 代替施設として、ほかの学校の開放施設を提案をさせていただきました。

その中で、鳳来中学校とほかの中学校も確認をしたんですけど、鳳来中学校だと利用団体もなくそのまま使える状態だったんですけど、柔道会が言われるにはちょっと遠方なのでこのまま使うと柔道会の存続が危ぶまれるということで、一番近隣の八名中学校を利用していくということになりました。

八名中学校でも、ほかの団体、柔道以外にも使うこともありますので、柔道会も譲歩をしていただいて、畳の上げ下げをしてもらうようにお話をさせてもらってます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第87号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第127号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第127号議案の後期高齢者医療広域連合の規約の変更について、伺いたいと思います。

こちらの規約の変更点と主な内容を伺います。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 こちらの内容ですけども、先ほどと同じように被保険者証の廃止に伴いまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約、そちらの中に、各市町村が行う事務が定められております。その中で、被保険者証や資格証明書の引渡し、またその返還を受ける事務がありますので、被保険者証の廃止に伴って規定を見直すものになります。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 廃止に伴ってということですので、先ほどの第85号議案の国民健康保険の条例の一部改正と同じ内容かなと思いますが、これもやっぱりマイナ保険証に変わっていくという段取りとしての規約の変更という理解でよろしいでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 委員の考えでよろしいかと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 では、今、議題になっております第127号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に、反対の立場で討論に参加させていただきます。

本議案は、国が進めるマイナンバー制度に伴い、後期高齢者医療の現行の保険証が12月から廃止となり、マイナ保険証に一本化されるという関連に伴う規約改正だということです。ただし、完全移行には一定の経過措置が取られる予定であると思います。

私自身、反対の討論の内容は先ほどの第85号議案と同じ内容であります。日本共産党として、このマイナンバーカード、いろいろなトラブルがあり、また今後も心配だということで、一旦立ち止まってほしいというところで反対の立場を取っています。

そういう中で、自民党の林官房長官も、総裁選の中でマイナンバーカードを使った保険証についてはいろいろと不安な声を聞いていると、私も耳にしたことがあると発言しておりまして、マイナ保険証への一本化の延期を含めて検討をしたいとの意向を示しております。

こうした中、政権下の中でも懸念が出されている状況は、私自身も一旦立ち止まって考えていただきたいという立場で、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。  
中西委員。

○中西宏彰委員 私は、第127号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

今、浅尾委員からもお話ありましたが、国民の中においても様々なマイナカードに対する問題、課題もあったかと思えます。今回は法改正に伴い、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、関係地方公共団

体と協議するために必要であるという理由です。そのことに伴い賛成の討論とさせていただきます。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。

これより第127号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第127号議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 同数でございますので、私、委員長は賛成という判断をさせていただきます。この第127号議案につきましては、可決すべきものと決定させていただきます。

次に、第128号議案 財産の取得（追認）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 私も中日新聞見て、一般の市民の方から言われて、今回の財産の取得に、議会の承認を得ずにやったということなんですけど、先日の本会議の質疑の中で、滝川議員からの答弁を聞いて理解するところもあつたんですが。

この中で私いつも思うんですけど、随意契約だったということを言っておりましたけど、新城市は随意契約にするに当たって、通常、国は競争入札をしておるんですが、新城市がなぜこの随意契約のまま1者の契約になったかということをお聞きします。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 この教科書の供給にしましては、教科書供給の愛知県の団体がございまして、そちらが指定する業者でないといふ供給することができないと決められておりまして、新城市内には、小学校の供給ができる業

者としては1者、それから、中学校について供給できる業者というのはありません。

今回は、小学校の下巻ということでございますので、市内にある1者が該当するというところで随意契約とさせていただいたところです。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そこで、1者だけの契約だったんですが、豊橋にある本屋さん、新城市にお店があるものですから、通常の東三河の支店があつたりする場合はこれ、一般競争入札が基本じゃないかと思ったんですが、今の話ですと、1者、愛新堂のみが新城市の指定する契約者ということになるのでしょうか。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 新城市内の小・中学校に供給できる場所というのが市内で1者と定められているという状況でございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 これは、新城市内の中でできるところという条例の中で、他のところが入札してこないからということなのでしょうか、今の言い方だと。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 先ほどもお答えさせていただいておりますとおり、愛知県教科書特約供給所という団体があるんですけれども、こちらの団体がそういった指定をしているということでございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 1者随意契約というのは、国でも問題があるということを言っておるんですけど、1者随意契約ということは、その決めた値段を基準とするという話になると思うんですが、今回の金額の2,000万円を超えてるところで、一般競争入札が基本ですが、今、随意契約の場合でも、あらかじめ予定価格が決められてるかと思はるんですけど、これ、あらかじめ予定価格というのは定めなければならないというのは、国で決

めてますけど、うちの条例には、あらかじめというのはないわけでしょうか。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 すいません。もう1点ちょっと説明するところがありまして、教科書の価格というものは全国一律で定められておりますので、価格競争ということが発生しないものになります。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 全国価格一律ということですね。では、あらかじめという金額が出てくるというのは、チェックできなかった。これは、昨日の山口議員の質疑でもありましたけど、当初の金額の中の捉え方が違ってたということが、そういうわけでしょうか。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 まず、予算の時点において、一応見積もっているわけなんですけれども、そのところでは、見積書に基づいて計上しているというところでございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。  
柴田委員。

○柴田賢治郎委員 今回、今、見積りがということ言われてたと思います。その中で、今回は、この状態というのが、今、規約違反の状態なのか、それとも地方自治法違反の状態なのか、ちょっとその辺確認させてください。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 これは、地方自治法でも承認を受けるということが定められてますので、そちらの違反という形にはなっておりません。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 予算で気づいたにもかかわらず、失念しておったというところで、我々もそのときに気づくべきことだったのかということも思いますが、やはり事務手続として、お互いの信頼感の中でやっていただくことにおいて、我々としてもその指摘がない

まま過ぎてしまったことに対して、寂しく思っております。

そういう中でも、今言った是正するというタイミングとしては、このタイミングで、間に合うということによろしいですね。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 今回、これで追認をいただいて、追って承認をいただいたという形で収めるという形になります。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。中西委員。

○中西宏彰委員 すいません。本来、質疑の前に、一言、大変申し訳ないんですけど、監査という立場で、そのような中で、私自身も見過ごしてこのような形になったことを、まずもって委員会、議会の皆さんに対しても、本当に大変御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この追認の議案なんですけど、私もちょっと信じられないなというような状況で質疑をさせていただきます。

この議案を追認しなければならないと気づいたのはいつなのか、教えていただきたい。ほかの自治体の報道で、はっと気づいてやったのか、どこの時点で気づいたのか教えてください。

○鈴木長良委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 8月27日に、弥富市で同じケースがあったということで報道がありました。すぐに、本市においてもどうかということでチェックをして、気がついたということであります。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ほかのケースであったから、こっちでチェックしたらあったということで、分かりました。

そういう中で、中学校は大丈夫だったんで

しょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 中学校は6校しかなくて、学年も3学年です。そうやって思うと、13校6学年の教科の指導書と比べてかなり価格は下がるので、今回本当に初めて2,000万円を超えてしまったということがあります。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

そういう中で、これって全庁、今回は教育委員会の中でですが、ほかの部局というのも全庁的に調べたのかどうかというのが分かれば教えてください。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 ほかの部署の状況については、ちょっとこちらでは分かりかねます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

ミスを生じなかったほかの市町というのは、どういうふうに防いでいたのかというところは、内部調査とかでは分かっているのでしょうか。

○鈴木長良委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 近隣の市町にすぐ連絡を取って、どうなってるかという状況を聞いたんですが、やっぱり1者で契約してる場所は同じミスを犯しています。

他市は、2者、3者で契約ができるような状況があるので、1者に関する額はそこまで大きくならなかったと聞いています。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。1者ということでのケースが多いんだろうということで理解をいたしました。やはり、そこら辺の原因等含めて、だんだん解明できてるとということで理解をいたしました。

そういう中で、昨日の滝川議員も指摘したところをちょっともう一回聞くんですけど、先ほど言ったこの1者随意契約のケースで、

決裁ラインでは気づかなかったというところで、手順書がその部分どうなんだとおっしゃったと思います。

その点、滝川議員は、先はいいということで止めたんですが、私はその先を聞きたかったので今聞きますが、今回のその1者随意契約のケースでの手順書の確認というのは、どういうふうにされているというルートだったのか、伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 昨日の滝川議員にお答えしたところでもございますけれども、この4年ごとに教科書の更新というものが行われて、ちょうどその頃に手順書の作成も一斉に行ったという経緯があります。

そのときに、ちょうど教科書指導書の購入のタイミングとちょっとずれていたもんですから、手順書の作成する業務として漏れてしまったというところがありまして、作成ができていなかったということです。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっとそういうことがあるのかなというの、分かんないですけど、4年ごと必ずあるというところで、違うかもしれないんですけど、やっぱりうちも、車検とかの今年更新というのがあって、そこは忘れないようにということで、日々の生活だっぴこちらもやってるので、これはルーチンとして4年ごとの更新があるという、多分タスクだと思いますので、そこで漏れてたというところがちょっとにわかに信じられないなところですよ。

そこでの手順書の見直しがされてなかったというところ、そもそものところが、仕事の状況のチェックとしてどうなんだとちょっと感じております。

先ほども、柴田委員からも指摘ありましたように、今回のやつは地方自治法違反ということで大変重たいケースになると、私は思っておりますので、やはりそこら辺の緊張感を

持った仕事というのを日々されているのかどうかというところが問われているのではないかなと思っております。

ですから、原因究明、先ほども1者のケースが多いということでだんだん絞られてきてると思いますが、やはり再発防止というのをしっかりやっていただきたいということを強く指摘をさせていただきたいと思います。

そこで、今回責任に対して、ほかの市町では、市長とか副市長、教育長含めての給与の減給処分をしているところがあります。東京都でもあるんですが、そういったこの責任というところの処分を含めて、今回のケース考えているのかどうか伺います。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 ほかの市町で今おっしゃられたような処分をしているというようなところを私どもも認識しておりますが、ただそのケースをよく見ますと、過去3回にわたってそういったことをしていたにもかかわらず発見が遅れてしまっていたというようなケースで、かなり額ももう1億円近くという大きな額になっていたようです。

今回、本市は、こういう事態が起きたことが初めてであったということもございまして、それから、県内の市町村のそういった状況を見ても、市長、副市長のようなところまで責任を求めているというところが例がなかったもんですから、本市もそれに倣った形でさせていただきたいと思っております。

ただし、担当職員、担当課長については、やはり事務の不手際がありましたので、そこにつきましては、庁内で懲戒審査委員会に、責任の処分について検討していただくようお願いするところであります。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あとは、昨日も明らかになったんですけど、いろんな方が、その時点その時点で関わっていたにもかかわらず、全て擦り抜けてしまっ

たという印象があるんですが、その中で監査委員からも、先ほど、中西委員、監査委員で謝罪もありましたけど、この指摘をなぜ受けなかったのかなとちょっと考えがあるんですが。

担当課がこうやって分からなかったということでもありますけど、第三者の監査委員が指摘すれば、この問題というのはある意味、止められることができたんじゃないかなと思うもんですから、今回、来た新しい民間の監査委員も、市のOBで、財政から教育部全体の所管をする部長級の役席をした方だとも聞いておりますので、そういった方がいたにもかかわらず、なぜこのミスを防げなかったのかなとちょっと思うんですが、これは結果論ですが、部内も、この監査委員も見抜けなかったということになるんでしょうか。そこら辺緊張感のあった仕事をされていたのかなというちょっと疑問があるんですが、そこの振り返りの、再発防止も含めて認識を伺いたいんですが。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 今、監査委員のことについて御指摘いただいたわけなんですけれども、実際のところ、監査に提出する書類としては、支出調書、最終的な支払いの支出調書の部分のみになりまして、それに付随して議決を取っているかどうかというような証明できるような書類というものは提出しておりません。ですので、担当課から監査に出した書類だけでは、すぐには発見できる状態ではありませんでしたので、そこのところは、あまり監査委員にそういった責任を求めるということは難しいのかなとは考えておりますが。

ただ、所管部署としましては、こういったことは大変重大なミスであったということは承知しておりますので、今後こうしたことを、再発することのないように、手順書を先ほど言いましたように、できていなかったというところが、大変大きいところがございますの

で、早速そこについては整備をさせていただいて、今後、毎年ある業務でもありませんが、しっかりと引き継ぎを行って、人が代わってもミスのないようにしていきたいと思っております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 最後にしますけど、そういうことで、書類も含めて見つけるとか、難しい書類だったのではないかということでは理解をいたしました。

ですが、やはり、だからといってそれでいいのかといたら、私は、やっぱりいろんな人がミスを発見できるようなシステムづくりというのが必要ではないかなと、今回のケースで思ったもんですから、その監査に上げる書類でも、監査の人が見ていい悪いか、その指摘が分かるような資料をやっぱりお出しすべきだと思いますし、今後、二度とこういったことがないような再発防止策をどういうふうに、より考えているのかということをお聞きしたいんですが、先ほど部長言ったように、手順書を変えると、付け加えるというのは確かに大事なことであろうと私も思うんですが、やっぱりそこもプラスしながら、いろんな目でいろんな人が気づけるような開かれた承認のチェック体制というのも、全体で考えていくというのが必要ではないかなと思うんですが、そこら辺も含めた再発防止策というのをどう認識を考えているのか、聞かせていただければと思います。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 こうした事務は、市役所内の全ての部署で起こり得ることですので、私ども教育部だけではなくて、市全体に関わることだと思っております。

担当部署であります総務部としっかりと協議をして、庁内でこういったこと、情報共有をしっかりと図っていただいて、市役所全体でそうしたことが起こらないようなシステムを少し考えていただけるように検討していきたい

いと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。  
丸山委員。

○丸山隆弘委員 先ほど浅尾委員が監査によって止められたという発言があったけれども、それは不可能であると、これ訂正しておいていただきたいと思います。

監査によって今回の事案が止められたのか、止められないです。事の流れから言ってね、防げたのか。こういう事案が発生しなかったのかというところまで、私は聞いてって解釈しちゃったんだけど、絶対それは監査で止められるということはないんですよ。監査によって、きちんと整理された文書が出てくれば、そこにおいてチェックができる。止めるということは不可能なんですよ。そこそこだけ、ちょっと理解しといてください。

これで次に入りますけれども、財産の取得、財産の取得という根本的なところは、この契約の中にあるんだけど、それを怠ったわけですね、今回、怠ったんです。怠ったということは、先ほどいろいろ発言があったけれども、違法なんですよ、地方自治法違反。地方自治法違反というのはどういう意味合いか、本当に職員のお一人お一人が自覚を持たないと、また繰り返すんですよ。

確かに、昨日の質疑の中でも、当初予算、山口議員でしたか、当初予算の中に上程された予算が、まず上程されておると。その2,000万円何がしかの予算があると。それを認めた全議員の議決責任というものは当然、問われるんですけども、ただ、財産の取得に当たっては、こういう予算を使いますよ、税金を使いますよ。職員に与えられたこれ権限の1つとしてあるんですよ。その過程の中で、やはり議会へ上程するという役割を放棄したもんですよ。これは違法なんですよ。

違法という部分を、もっと重く受け止めるというのかね、その代償となるのが、先ほど浅尾委員が最後のほうに言われた、こういう

担当の職員も含めた幹部の皆さんが責任を取る手段と、1つは報酬の削減、給料の削減だとかそんなような形で、全国の中でも表れておりますけれども、それをやりなさいよということとは私は言いませんけれども、重く受け止めておるのか、軽く受け止めとるのか、その態度が大体そういうところに出てくると思うんです。過去に幾つかあったからとか、過去5年間の中で幾つかの事例があったからというような、そんなようなね、先ほど部長おっしゃられたけれども、そういう意味合いで捉えておっては、私たち議会は許さない。

予算というのは、私たちが決めて、初めて動くんですね。これ決めるきっかけとなる議決事項というのがあるんですよ。それが今回怠ってしまったわけですね。だから、物すごく重大なことなんですよ、今回。失念だとか、それから、いろんなことが全国でもありますけれども、一種のごまかしの言葉になるのかも分かりませんが、とにかく新城市としての職員が、こういう1円たりとも税金であるという意識を持てば、こういう失敗は絶対に起こらないという、そういう自覚を持っていたいただきたいというのがまず最初に伝えておきます。

ちょっと次から幾つか聞きたいことあるもんですからね、するんですけど、まずそういう認識が欠けていた。それから認識があったんだけど失念をした、どちらでしょうか。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 事務に当たるについては、今、委員がおっしゃられたように、慎重に当たらないといけないと承知しております。

今回の件については、本当に重大な件ということも理解しておりますので、先ほども申しましたとおり、今後こうしたことを起こさないようにしっかりとした対応をしていきたいとは感じているところでございます。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 それから、浅尾委員からも

言っていただいたけども、今後の支出のマニュアルを含めて、いろいろお話しいただいたんですけども、昨日の質疑の中でもあったけれども、支出負担行為を起こして以降、決裁を1つずつ取って、合議も取って、1つの文書として回るわけですね。そういうところで今後の改善策ですけども、その中に、1つの項目を入れれば済むことがあるんですね。それは議決事項の件について、1つ項目入れれば良いと思うんですよ。

そういう、僕からすると単純なことなんですけど、一住民からすると。そういう仕組みを早くつくる。そうすれば、必ず合議も含めて回るところでチェックができるし、事故は起こらないわけですよ。昨日の答弁の中では、そこがちょっと踏み込んだ御答弁、総務部からもいただかなかったものですから、できれば、やはりこういう今日の立場のところへ総務部も来て、やっぱり責任持って対応した答弁をすべきなんですよ。

その辺も含めて、まず伝えていただくということと、それから、そういうチェック項目ができるような具体的なものを、さらなるマニュアルをつくるというところでやっていきますというところまで言えないでしょうか、どうですか、今回。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 今、おっしゃられるとおりのことでございます。早速、総務部と協議させていただいて、できるような体制を取っていきたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 それから、発注の時期が3月中下旬になってるもので、ちょうど議会中なんですよ、これ、当初予算の審議終えて、いろんな議会の真っ最中であると。もう少しこれ早めるような、3月の定例会を目指した形での発注計画を立てれば、また二重のチェックがこれ、できたんじゃないかなという

思いがあるんですね。

ですから、もう2月の終わりぐらいから動き出して、もっと早くから多分、議案も含めて予算の動きというのはされておったかも分かりませんが、技術的にやはりそういうことをやっていけば、当然3月の議会というのがありますので、同時に審議もできるわけですね。

その辺も、ちょっと手薄になったのか、軽く考えておられたのか、今までの踏襲で動いてしまったのかというところがあるものですかね、そこも是正していただきたいと思うんですが、どうですか。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 今回、この件が発覚して、一連の手続の流れも確認したところです。

こうしたことが起こらないように、もう少し早く前倒しで事務手続が進められないかという点についても検討させていただきましたが、この価格が確定してくるのが、大体この年末から正月明けぐらいの時期に確定してきますので、そこからいろんな事務手続を始めていくわけなんです。

今回の件につきましては、業者と様々な書類をやり取りしていった結果、こういう日付でやっているわけで、決してその事務が遅くなったとかそういうことではございません。ただ、この日付ですと、今おっしゃられたように、議決を取るのに十分な期間が取れないのかなというところもありましたので、なるべく、もっと早くこういった契約の伺いの起票を起こすことができるように、その辺の業者とのやり取りもスピード感を持って進めるですとか、そういったことで、次回のときには、できれば2月の中旬ぐらいまでには済むというような、1か月ぐらいは早くできるような方法を検討させていただいて、議決に間に合うようにしていきたいとは考えております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

**○丸山隆弘委員** 今、部長がおっしゃっていただいたことを、全庁の中で知らしめられるような体制をつくってもらえれば、ほかの部署でも十分気を遣っていただけたらと思います。

それから、あと内部統制のことも昨日ちょっと言われておられました、議員の中でね。内部統制という言葉自体は、全部内部を統制する、同じ気持ちになって十分な決裁事項も含めて、早く通してくれよというような内部統制だとか、それから、こういう状態でいいじゃないのというような内部統制だとか、いろんな捉え方によってあると思うんですが、やはり根本的なところは、やはりコンプライアンス、法令を守るということですね。そこそこを、やはり重要視すれば間違いなくこれはミスが起こらないと思うんですよ。

その点において、1つのこれは総務部にもまた検討しておいていただきたいんですが、コンプライアンス委員会というんですかね、そんなような全国の中でも例がありますので、内部統制に関してのこういう決まり切ったような形ではなくて、コンプライアンスを、弁護士も当然入ったような形のこういう研修をやっていくとか、そういう体制をつくっていただければ間違いはなかなか起きにくくなっていくと思うものですからね。その辺の要望も1つ兼ねておきたいと思うんです。

検討の中に多分入っておられるかなとも思いますが、どうでしょうかね。ちょっと確認します。

**○鈴木長良委員長** 櫻本教育部長。

**○櫻本泰朗教育部長** これまでも、コンプライアンス、法令遵守については研修等を行って、全職員に受講していただいている状況はあるんですけども、こうしたことについても項目に加えていただいて、十分周知できるように取り計らっていただくよう担当部署と協議させていただきたいと思います。

**○鈴木長良委員長** 丸山委員。

**○丸山隆弘委員** それから、今回の事案とい

うのは、住民側からすると住民訴訟が起きる対象になるんですね、一般的に言いますと。住民訴訟がもし起こったら大変でもあるし、大変な状況になると思うものですから、そのためにもこういう今回の議案が新たにまた上程していただけて、議会の同意をいただけてという流れに、仕組みをつくっていくという流れなものですから、1つの担保になると思うんですよ。

だから、その辺のところを徹底した形で、教育委員会サイドだけではなくて、行政側の中でこういう仕組みをしっかりとつくるのが、住民訴訟、幾ら訴えていただいても、私たち新城市はこういう形で今後の反省も込めてやっていきましたということもできると思うんですね。だから、そういう仕組みを早くつくることと思います。

あと、地方自治法から言いますと、先ほど言いましたように、浅尾委員と同じ気持ちで私もおるんですが、財産の取得について、これはまず違法であると。それからあと、その責任を取るためには、やはり再発防止も含めて誰彼、これからの全国の例から見ても責任を取っていくと。こういう流れが1つの流れでありますので、中身が大きいであれ、小さいであれ、それは関係なく、それは新城市、昨日の議員の中で誰かが言ってましたが、今の新城の姿なんていうような話もありましたけど、私はそう思っておりませんので、新城はこうやって今後きちんとやっていきますという態度をやっぱり示すことが必要だと思うし、その辺のこういう行政側のトップも含めての対応も、やはりこれ考えるべきだと思うんですね。

今回、不適切な行為をしてしまったということでもあります。それに関係したそれぞれの職員の皆さんも当然関わってきてるし、こういう方々に対してマニュアルも当然つくらなければいけないんだけど、起こしたことに対してのこういう責任というのが大きいも

のですから、トップがきちんと整理した形で、きちんとまた表明をするという、そういう場が当然必要だと思うんですが、その辺のところもお話の中で、多分、会議の中であつたかも分かりませんが、どうでしょうかね、部長、そういう話合い、庁内の中での話合いというんですか、もう一回ちょっと確認しますが。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 今、お話にありました市長、副市長を含めて、市の幹部の責任というような部分についてなんですけれども、先ほど浅尾委員にお答えしたような感じでお話はさせていただいてはおりましたが、いま一度、確認の意味を含めて協議をさせていただけたらと考えます。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 最後にします。

一番最初に、私言いましたように、違法であるというその認識も含めて、やっぱり議会、それから市、それから市長の合意があつて予算というのはスタートして、初めて行政のそういう行為そのものが成立していく、お互いの了解の下で。それが一番、源でありますので、そのところをやはり欠如していくと、この再発防止策を幾らつくっていてもできないし、ということはイコール、1円たりとも税金を使うという意識を、職員お一人お一人が持っていただけならば、こういうことは二度とない、もう絶対に失敗が起こらないと思うもんですから、そこを強く念じて、私の質疑を終わります。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後4時02分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良